

新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の特別措置の追加対応について

2020年6月24日
積水ハウス株式会社
大阪ガス株式会社

積水ハウス株式会社（以下「積水ハウス」といいます。）大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」といいます。）は、3月23日、4月24日および5月13日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う電気料金の支払期限日の延長について発表しましたが、現在の社会情勢等を踏まえ、お客さま等からお申し出をいただいた場合、さらに次のような特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

（1）電気料金について

- ① 2020年2月（支払期限日^{*1}が2020年3月25日以降のもので、支払期限日が到来していないものに限る）、3月、4月検針分の電気料金について、支払期限日^{*1}を4ヶ月間延長します。（従来は3ヶ月間の延長）
- ② 2020年5月検針分の電気料金について、支払期限日^{*1}を3ヶ月間延長します。（従来は2ヶ月間の延長）
- ③ 2020年6月検針分の電気料金について、支払期限日^{*1}を2ヶ月間延長します。（従来は1ヶ月間の延長）
- ④ 2020年7月検針分の電気料金について、支払期限日^{*1}を1ヶ月間延長します。

（2）今回の措置が適用されるお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用します。

- ① 積水ハウスオーナーでんきを契約されているお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度^{*2}の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金の支払いが困難であると大阪ガスが判断するお客さま
- ③ 積水ハウスおよび大阪ガスにお申し出のあるお客さま（3月23日、4月24日および5月13日の発表を受けて、すでに支払期限日の延長を申し込まれたお客さまが、延長期間を変更される場合は、改めてお申し出いただく必要があります。）

※支払期限日の延長のお申し出をいただいた場合、当社より、支払期限日を延長した払込票を送付します。お手元の払込票と差し替えのうえ、当該払込票にてお支払いください。口座振替、クレジットカード払いの方法で料金のお支払いを行っているお客さまにおかれましても、支払期限日の延長期間中は、当該払込票にてお支払いください。

なお、支払期限日の延長が可能な料金は、原則としてお申し込み時点で支払期限を迎えていないものに限ります。お客さまの支払状況によっては、支払期限日の延長に対応できない場合があります。

(参考：今回の措置による支払期限日の変更)

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
2月検針分 (4か月延伸)	検針日 (支払義務発生日)	当初の 支払期限日	1ヶ月延伸後の 支払期限日 (お申込み済みの方)	2ヶ月延伸後の 支払期限日 (お申込み済みの方)	3ヶ月延伸後の 支払期限日 (お申込み済みの方)	4ヶ月延伸後の 支払期限日 (今回お申込みの方)		
3月検針分 (4か月延伸)								
4月検針分 (4か月延伸)								
5月検針分 (3か月延伸)								
6月検針分 (2か月延伸)								
7月検針分 (1か月延伸)								
8月検針分 (延伸なし)								

→ : 前々々回 (3/23) 発表内容
→ : 前々回 (4/24) 発表内容
→ : 前回 (5/13) 発表内容
→ : 今回発表内容

【お申し出先】

特別措置の適用を希望される場合は、大阪ガスにお申し出いただきます。

【電話番号】 0120-078-071

【受付時間】 [月～土] 午前9時～午後7時、[日・祝] 午前9時～午後5時

*1 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。支払期限日を経過しても支払されない場合は、支払期限日の翌日から支払日までの期間に応じて延滞利息（1日あたり0.0274%）を申し受けます。

*2 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始された新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

以 上